○　国立大学法人山梨大学学長の解任申出手続に関する細則

制定　令和４年　３月２９日

（趣旨）

第１条　この細則は、国立大学法人山梨大学学長の選考及び解任等に関する規則（以下「学長の選考及び解任等に関する規則」という。）第９条の規定に基づき、国立大学法人山梨大学学長（以下「学長」という。）の解任申出手続きに関し必要な事項を定めるものとする。

（学長解任の発議）

第２条　学長解任の発議は、次の各号のいずれかにより、国立大学法人山梨大学学長選考・監察会議（以下「学長選考・監察会議」という。）に対して行うものとする。

(1)　経営協議会又は教育研究評議会が、学長解任発議書（別記様式第１号）を提出する。

(2)　２名以上の学長選考・監察会議委員が書面により学長解任の発議を行う。

２　学長選考・監察会議は、前項各号により学長解任の発議がなされた場合には、学長解任に係る審議を開始するか否かを審議し、決定する。

（学長解任の審議）

第３条　学長選考・監察会議は、前条第２項の規定により学長解任に係る審議を開始することを決定したときは、学長の解任についての審議を行う。

２　学長選考・監察会議は、前項の学長の解任についての審議を行うにあたり、学長解任発議通知書（別記様式第２号）を学長に交付するものとする。

３　学長選考・監察会議は、学長が前項の規定による通知書を受領した日の翌日から起算して１４日以内に請求した場合には、第１項の学長解任の審議及び次条の学内の意向聴取に先立ち、口頭又は文書による学長の意見陳述の機会を設けなければならない。

（学内の意向聴取）

第４条　学長選考・監察会議は、必要があると認めたときは、前条第１項の学長解任の審議に先立ち、学長の解任に関し学内の意向聴取を行うことができる。

２　前項の学内の意向聴取は、学長解任の発議事由を開示して実施するものとする。なお、前条第３項の意見陳述が行われた場合には、当該意見陳述内容も併せて開示した上で実施するものとする。

（学長解任審議結果の通知及び公表）

第５条　学長選考・監察会議は、第３条第１項の規定による学長の解任の審議結果を学長解任審議結果通知書（別記様式第３号）により学長に通知するとともに、学長解任審議結果について（公表）（別記様式第４号）により公表するものとする。

（雑則）

第６条　この細則に定めるもののほか、学長の解任申出手続きに関し必要な事項は、学長選考・監察会議が定める。

附　則

この細則は、令和４年４月１日から施行する。

別記様式第１号

学　長　解　任　発　議　書

年　　月　　日

国立大学法人山梨大学学長選考・監察会議議長　殿

経 営 協 議 会
国立大学法人山梨大学
教育研究評議会

議　長　　㊞

国立大学法人山梨大学学長の解任申出手続に関する細則第２条第１項第１号の規定に基づき、下記の事由により学長の解任を発議しますので審議願います。

記

１　学長解任の発議事由（該当する事項〇で囲むこと。複数可）
ア　心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められる（国立大学法人山梨大学学長の選考及び解任等に関する規則第８条第１号）
イ　職務上の義務違反がある（国立大学法人山梨大学学長の選考及び解任等に関する規則第８条第２号）
ウ　その他学長の職務の執行が適当でないため本学の業務の実績が悪化した場合であって、学長に引き続き当該職務を行わせることが適当でないと認められる（国立大学法人山梨大学学長の選考及び解任等に関する規則第８条第３号）
エ　その他学長たるに適しないと認められる（国立大学法人山梨大学学長の選考及び解任等に関する規則第８条本文）

２　具体的内容（解任の発議事由が複数ある場合は、その事由ごとに記述すること。）

３　添付書類（必要に応じ、関係書類を添付すること。）

別記様式第２号

学 長 解 任 発 議 通 知 書

年　　月　　日

国立大学法人山梨大学長
殿

国立大学法人山梨大学学長選考・監察会議　　㊞

学長の解任の発議が別添（写）のとおりありましたので、国立大学法人山梨大学学長の解任申出手続に関する細則第３条第２項の規定に基づき、交付します。

なお、本通知を受領した日の翌日から起算して１４日以内に請求した場合には、学長の解任の審議に先立ち、口頭又は文書により意見陳述を行うことができますので申し添えます。

別記様式第３号

学 長 解 任 審 議 結 果 通 知 書

年　　月　　日

国立大学法人山梨大学長
殿

国立大学法人山梨大学学長選考・監察会議　　㊞

国立大学法人山梨大学学長の解任申出手続に関する細則第５条の規定に基づき、学長の解任の審議結果を下記のとおり通知します。

記

１　学長選考・監察会議審議決議日　　年　　月　　日（　）

２　審議結果

ア　学長の解任を決定した。
　なお、国立大学法人山梨大学学長の選考及び解任等に関する規則第８条の規定に基づき、貴職の解任を文部科学大臣に申し出ることにします。

イ　学長の解任を否決した。

３　審議結果の理由等

別記様式第４号

学長解任審議結果について（公表）

国立大学法人山梨大学学長の解任申出手続に関する細則第５条の規定に基づき、下記のとおり学長の解任の審議結果を公表する。

記

１　審議結果

国立大学法人山梨大学学長　　の解任を（決　定／否　決）した。

２　審議結果の理由等

年　　月　　日

国立大学法人山梨大学学長選考・監察会議　　㊞